

## 副校長補佐B（学校地域協働推進員）（会計年度任用職員）募集要領

### 1 募集する職

副校長補佐B（学校地域協働推進員）（会計年度任用職員）

### 2 勤務場所

世田谷区立小・中学校のうち配属された場所

※再度任用時に勤務場所が変更となる場合があります。

### 3 勤務内容

#### （1）副校長の事務業務の支援

教職員の服務管理、調査対応、外部対応（来客・電話）の補佐 など

#### （2）地域との渉外・調整業務

学校運営協議会の事務局（学校運営協議会の日程調整・資料作成）、渉外業務（学校施設利用の調整、学校で活動するボランティアの調整） など

#### （3）その他、所属長の指示する業務

### 4 応募資格

次に掲げる（1）（2）の条件を満たす者のうちから、選考の上、任用する。

#### （1）副校長補佐の職務を遂行するために必要な知識、能力及び経験を有すると認められる者

#### （2）職務に意欲のある者

##### ■欠格条項

以下の地方公務員法等で選考を受けることができないとされている方は応募できません。

##### 【地方公務員法第16条（欠格条項）】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

#### （1）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

#### （2）当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

#### （3）人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

#### （4）日本国憲法施行の日（昭和22年5月3日）以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は受験できません（心神耗弱を原因とするもの以外）

## 5 勤務条件

### (1) 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※勤務実績等を考慮し能力実証を行った上で、翌年度に再度の任用をする制度があります。

### (2) 勤務日数

年192日勤務

(各月11日以上、22日以内の範囲で所属長が定めます。月平均16日。原則として年間授業日に勤務を割振ります。)

### (3) 勤務時間

配属先の学校の学級規模に応じて、勤務時間を以下のとおりになります。

#### ①小学校19学級以上、中学校14学級以上の学校

配属先の学校と協議のうえ、(ア)もしくは(イ)の勤務時間とします。

(ア) 1日6時間

(イ) 1日5時間

#### ②小学校19学級未満、中学校14学級未満の学校

1日5時間

※原則、超過勤務はありませんが、公務のために緊急の必要がある場合、所定の勤務時間以外に超過勤務をお願いすることがあります。超過勤務を行った場合は、超過勤務手当（相当する報酬）を支給します。

### (4) 報酬

#### ①1日の勤務時間が6時間の副校長補佐（学校地域協働推進員）

・月額 176,462 円(地域手当相当分を含む)

・期末・勤勉手当 627,542 円（支給要件あり）※採用初年度

・交通費別途支給（月額上限 55,000 円）

#### ②1日の勤務時間が5時間の副校長補佐（学校地域協働推進員）

・月額 147,051 円（地域手当相当分を含む）

・期末・勤勉手当 522,950 円（支給要件あり）※採用初年度

・交通費別途支給（月額上限 55,000 円）

※期末・勤勉手当の額は年間を通じて（4月から3月まで）任用された場合の額（任用期間により変動する場合があります）。

※常勤職員の給与制度の改定に応じて、変更する場合があります。

## (5) 社会保険等

① 1日の勤務時間が6時間の副校長補佐（学校地域協働推進員）

健康保険（東京都職員共済組合）・厚生年金保険・雇用保険の適用があります。

② 1日の勤務時間が5時間の副校長補佐（学校地域協働推進員）

加入要件を満たさないため、適用はありません。

## (6) 公務災害補償等

公務災害補償等の適用となります。

## (7) 休 暇

年次有給休暇その他条例等に規定する休暇等の制度があります。

## (8) 身 分

地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員（会計年度任用職員）

※地方公務員法上の服務に関する規定が適用となり、これに違反した場合は懲戒処分等の対象となることがあります。

## (9) その他

①勤務場所は、世田谷区立小・中学校内のため「敷地内完全禁煙」です。

②世田谷区内は、路上喫煙が条例で禁止されています。（休憩時間等に学校の周辺の路上等で喫煙をすることはできません。）

## 6 募集人数

20名程度

## 7 選考方法

第1次選考 書類選考

第2次選考 面接（第1次選考合格者について実施）

（詳細については、第1次選考結果通知にてご案内します。）

## 8 選考結果

第1次選考の結果通知は、書類受領後2週間程度で合否にかかわらず全員に郵送します。

## 9 申込方法

以下の書類を、申込期限までに郵送または持参により申し込んでください。

①副校長補佐（学校地域協働推進員）（会計年度任用職員）選考申込書兼履歴書  
（写真貼付）

②世田谷区における勤務経歴等確認票

提出先 〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27  
地域学校連携課（世田谷区役所東棟6階601番窓口）

申込期間 令和8年1月26日（月曜日）から令和8年2月16日（月曜日）の間  
で月曜日から金曜日（祝日を除く）午前8時30分から午後5時まで  
随時受付。

#### 10 問合せ先

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 世田谷区役所東棟6階  
世田谷区教育委員会事務局学校教育部地域学校連携課  
電話番号：03-5432-2739（午前8時30分から午後5時（土日祝日を除く）